平成２５年（フ）第２８５号
名古屋市港区正徳町１丁目19番地　宝正徳公園ハイツ1003号、旧住所静岡市駿河区中原149番地の１　ル・シェモア中原308号
破産者　中川　彰太
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５０号
静岡市葵区新伝馬２丁目５番５号、旧住所静岡市駿河区中田本町14番10号
破産者　望月　貞行
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８１号
名古屋市北区生駒町７丁目140番地　スカイハイム志賀702号
破産者　有馬　紀行
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８４号
愛知県名古屋市北区志賀町５丁目13番地　東志賀荘１棟702号、住民票上の住所愛知県東海市荒尾町奥曽山１番地115
破産者　谷村　彰彦
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
香川県三豊市高瀬町下勝間2148番地２
破産者　田尾　仁美
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第９２号
熊本市西区花園５丁目15番32号
破産者　小川富士夫
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
北海道白老郡白老町字北吉原471番地509、前住所札幌市東区北40条東９丁目１番20号
破産者　松田　惠子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
函館市美原２丁目32番７号
破産者　武藤　寛之
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
青森市緑２丁目９番地６　コーポアルスラン101号、開始決定時の住所青森市幸畑１丁目16番２号
破産者　鳴海　　博
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
群馬県富岡市黒川1145番地４
破産者　今井　　進
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６０号
群馬県安中市安中2434番地２
破産者　榊原　英一
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５０号
静岡県富士市水戸島１丁目６番35―1002号　エンゼルハイム富士参番館、前住所静岡県富士市森島389番地の11
破産者　望月　敏子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６０号
静岡県湖西市古見995番地の２　ムーシャ古見Ｃ、前住所静岡県湖西市鷲津2821番地の１
破産者　今　　良逸
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目17番５号　スカイヒルズ開成壱番館101、開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘東３丁目53番17号
破産者　中村　拓司
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
静岡県浜松市中区富塚町1250番地の２、前住所静岡県浜松市中区富塚町802番地の12
破産者　髙林　賢子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
静岡県浜松市中区富塚町3459番地の21
破産者　髙林　久典
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
京都府久世郡久御山町島田苗代７番地５
破産者　曽束　正子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係